

病床機能再編支援事業について

地域医療介護総合確保基金
事業区分Ⅰ－２「病床機能再編支援事業」について

令和４年７月６日
福祉保健部医療政策課

1. 概要

令和３年５月、法改正により地域医療介護総合確保基金の中に「病床機能再編支援事業」が新たに位置付けられ、県では令和４年度から予算措置を講じている。

同事業の実施に当たっては、地域医療構想調整会議の議論の内容及び医療審議会（分科会等を含む。）の意見を踏まえることとされているため、その取扱いについて検討を行うもの。

2. 事業概要

(1) 単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの

(2) 統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関の総病床数から減少する病床数に応じた給付金を支給するもの

(3) 債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給するもの

3. 医療審議会の意見聴取に関する本県の取扱い（案）

給付金の支給に当たっては、医療機関からの申請に応じて、適時適切に行うことが必要であることから、医療法人の設立又は解散に関する審議のため年３回（例年では８月、１２月、３月頃）の開催があらかじめ予定されている医療法人等部会において審議することとさせていただきたい。

なお、給付金の支給実績は、毎年度ごとにその内容を取りまとめの上、翌年度に開催される医療審議会本会において報告することとさせていただきたい。

病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ-2）

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組み際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1. 単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※ 病床機能再編後の対象2区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象2区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2. 統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※ 重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援

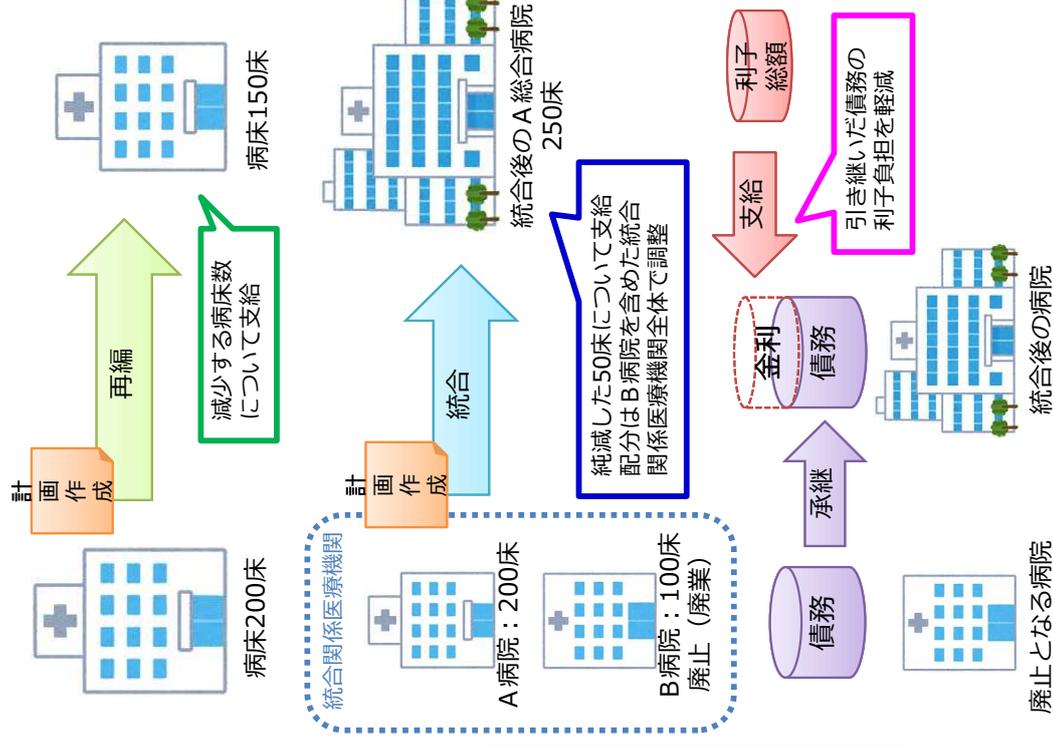
※ 統合関係医療機関の対象2区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【3. 債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※ 統合関係医療機関の対象2区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象

※ 承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えられた場合に限る



*1 財政支援 … 用途に制約のない給付金を支給
*2 対象2区分…急性期機能、慢性期機能